

第五十五回国会 社会労働委員会 議 録 第十八号

昭和四十二年六月八日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 蔵内 修治君

理事 齊藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

天野 光晴君

菅波 茂君

田中 正巳君

中野 四郎君

増岡 博之君

山口 敏夫君

淡谷 悠藏君

川崎 寛治君

島本 虎三君

八木 一男君

受田 新吉君

大橋 敏雄君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵省国有財産 局長 松永 勇君

厚生 政務次官 田川 誠一君

厚生 大臣官房長 梅本 純正君

厚生 省援護局長 実本 博次君

委員外の出席者

議長 大原 亨君

議員 山田 趾目君

議 員 大屋敷行雄君

給問題審議室長 安中 忠雄君

専門 員

六月八日

第一類第七号

社会労働委員会議録第十八号

昭和四十二年六月八日

委員淡谷悠藏君及び和田耕作君辞任につき、その補欠として栗林三郎君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗林三郎君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として淡谷悠藏君及び和田耕作君が議長の指名で委員に選任された。

六月七日

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(山花秀雄君外十二名提出、衆法第一七号)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、衆法第一八号)

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十一名提出、衆法第一四号)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田趾目君外四十一名提出、衆法第一五号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出第八〇号)

○川野委員長 これより会議を開きます。

大原亨君外四十一名提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

七 旧防空従事者扶助令(昭和十六年勅令第千三百三十七号)第二条に規定する者で、旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)の規定に基づき、防空の実施若しくはその訓練に従事中又は応急防火若しくはその訓練に従事中若しくは協力中のもの

第四条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二条第三項第七号に掲げる者が当該防空の実施若しくはその訓練又は当該応急防火若しくはその訓練に基づき負傷し、又は疾病にかかった場合

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第二条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

十二 旧防空従事者扶助令(昭和十六年法律第千三百三十七号)第一条に規定する者で、旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)の規定に基づき、防空の実施若しくはその訓練に従事中又は応急防火若しくはその訓練に従事中若しくは協力中のもの

当該防空の実施若しくはその訓練又は当該応急防火若しくはその訓練に基づき負傷又は疾病

附 則

施行期日

この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という)第二条第三項の規定の改正により障害年金、遺族給付金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第三項及び第四項	昭和三十四年一月一日	昭和四十三年十月一日
第十三條第二項		
第二十三條第二項第三号		
第二十五條第三項		
第十一條第三号		
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十三年九月三十日
第十三條第二項	昭和三十四年一月	昭和四十三年十月
第三十條第三項		
第二十五條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十三年十月二日

第三十六条第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十三年九月三十日
第三十八条第二号		
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十三年十月一日
第三十八条第三号		
第三十六条第一項第二号	同年四月二日	昭和四十三年十月二日
第三十六条第二項		
第三十八条第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十三年十月二日

3 この法律による遺族援護法第二條第三項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことによる同法第二十三條第一号に規定する遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

4 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年十一月一日とする。

5 この法律による遺族援護法第二條第三項の規定の改正により同法第七條に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九十九号)第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第三號の給付を受けていた者とみなす。

6 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十三年十一月一日とする。

る。

7 この法律による遺族援護法第二條第三項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の父母又は祖父母であつたことによる同法第二十三條第二項第一号に規定する遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第 号)の適用については、昭和四十二年四月一日において同法第二條第一項四号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年十一月一日とする。

理由

旧防空従事者扶助令第二條に規定する者で旧防空法の規定に基づき防空の実施等に従事したものを、戦傷病者戦没者遺族等援護法の準軍属として処遇するとともに、戦傷者特別援護法の軍人軍属等として処遇する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百五十億円の見込みである。
(平年度約二百二十五億円)

○川野委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。大原亭君。

○大原議員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦におきまして戦闘その他公務により死亡し、あるいは障害を受けた軍人軍属及び準軍属に對しましては、恩給法は別として、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法等により援護の措置がとられておるのでありますが、その援護の対象となる軍人軍属及び準軍属につきましては、逐次その範囲が拡大されつつあるのであります。すなわち昭和四十一年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正案も、満洲等において旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様の事情のもとに当該業務と同様の業務に協力した人を準軍属として処遇するものであります。

しかるに、完全に戦争状態下に置かれていた内地において生命を賭して日夜防空業務に従事し、これにより倒れ、傷ついた者に対する援護の措置がなせざればならぬのでありましかうか、理解に苦しむところでありま。

もともと、防空業務に従事いたしました者は、旧防空法等によりまして危険をおかして防空業務に従事することを法律によつて強制せられ、その違反につきましては、最高一年以下の懲役に処する刑罰をもつてしたものでありまして、これは旧兵役法による兵役に服すること、また旧国家総動員法による総動員業務に服することなど少しも変わるところがないのであります。

また、防空業務に従事しました者に対しましては、旧防空法第十二條及びこれに基づく旧防空従事者扶助令(昭和十六年勅令第二十二号)によりま

して最低五百円から最高千五百円までの間の扶助金が支給せられ、死亡の場合には別に葬祭費が支給せられることになっておつたのであります。これらの法令は昭和二十一年一月に廃止になったのであります。その附則におきまして本法廃止後も扶助金の請求はなお存置することとしながら、政府は何ら予算措置を講ぜず、また、旧内務省の解体等によりまして、請求の事務を処理する官署すら不明確で請求不能の状態におかれておつたのであります。まことに不法かつ不当の措置といわなければなりません。

特に敗戦まぎわの昭和二十年八月六日と八月九日に広島、長崎に原爆が投下され、同年八月十五日、無条件降伏となつたため、当時の防空従事者扶助令の適用は全く放置されたばかりでなく、引き続き米占領軍の上陸により防空関係者の戦争犯罪追及と内務省解体、隣組の解体、さらに防空関係資料の焼却措置などにより、防空関係犠牲者の救済は放任されたまま今日に至つていたのであります。

防空法関係の業務は、政府も国会審議の過程で認めているように明白に公務であつて、本援護法にいう「公務上の負傷若しくは疾病又は死亡」に對しては援護の対象となるものであることは明白であります。

昨年の六月二十一日政府提案にかかる本援護法改正案の審議にあたり、衆院社会労働委員会は全会一致をもつて「政府は、わが国が世界唯一の原爆被爆国である事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法等による国家要請により、防空等の業務に従事中死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十二年度を目途として具体的な援護措置を講ずること。なお、被爆地以外の地域についても必要な措置につき検討すること」という附帯決議を行つたことは当然といわなければなりません。

なお、日本本土空襲による死亡者は五十万人内外、そのうち広島、長崎における被爆死亡者は三十万人と推定され、そのうち軍人軍属、準軍属及

び公務員関係を除くれば決して援護不可能な人数ではありません。また防空従事者扶助令の障害扶助の対象として「女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ」という項目があり、原爆によるケロイドの外傷により結婚、就職など一生を犠牲にした者に対する救済は当然のことです。

戦後二十年余を過ぎ、経済的にも社会的にも面目を一新しているとき、戦傷病者等の援護措置も拡充強化されただけでなく、二回にわたる地主報償や在外財産補償も実施された今日、これら防空業務に従事した者で死亡した者の遺族やいまなお傷病に苦しむ傷病者に相当の処遇を与えることは当然のことといわなければなりません。

よってこれら防空法関係の犠牲者を準軍属として処遇するためこの法律案を提案することとした次第であります。

以下この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一点は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正して、「旧防空従事者扶助令第二条に規定する者で、旧防空法の規定に基づき、防空の実施若しくはその訓練に従事中又は応急防火若しくはその訓練に従事中若しくは協力中のもの」を準軍属として処遇しようとするものであります。ここで旧防空従事者扶助令第二条に規定する者とは、第一に防空監視隊員、第二に警防団員、第三に防空法第六条第一項に規定する防衛、救護等の特殊技能を有する者と同条第二項に規定する特別的教育訓練を受けた者、これは別紙の資料にございますが、医師、薬剤師、看護婦、助産婦、保健婦などをさすのであります。第四に防空法第九条第一項により緊急の必要ある場合に地方長官や市町村長から防空の実施に従事することを命ぜられた者、第五に第三と第四に掲ぐる者を除き地方官庁または市長村長のなす防空の実施または訓練に従事した者のうち内務大臣の指定するもの、第六に防空法第八条ノ七に規定する建築物の管理者、所有者、居住者等の応急防火もしくはその訓練をなした者に協力した者、これは別紙の資料にありますが、隣組

の防空等の地域防空をさしておるのであります。

第七に防空法第三条第一項の規定により、工場、学校等の防空計画の設定者の従事者等とその防空計画に基づいて防空の実施または訓練に従事したものであります。これはいわゆる職場防空といわれるものであります。

以上述べました者が防空法に基づく防空の実施もしくはその訓練または応急防火もしくはその訓練に基づき死亡した場合または負傷もしくは疾病にかかった場合には、その死亡した者の遺族には遺族給付金及び弔慰金が支給され、また、負傷しまたは疾病にかかってこれにより身体に障害がある者には障害年金が支給されることとなります。

第二点は、戦傷病者特別援護法を改正して、さきの戦傷病者戦没者遺族等援護法の「準軍属」として加えられた防空の実施の業務に従事した者等を、この法律の「軍人軍属等」に加えて処遇しようとするものであります。これにより、防空の実施等の業務に従事中、その業務により負傷し、または疾病にかかり現在なお療養中の者は、療養の給付をはじめとしてこの法律に規定する援護の措置を受けることができることになるわけでありま

す。

なお、第三点としては、戦没者等の妻に対する特別給付金または戦傷病者等の妻に対する特別給付金——その下に現在審議中の改正されるものを加えるのであります。つまり、「及び戦没者の父母等に対する特別給付金」の支給を受けることができるよう措置した次第であります。

最後に、社会党といたしましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきまして、軍人軍属と準軍属とを差別して取り扱っていることは賛成しかねるものであります。今回の改正では、この点は一応差しおいて、とりあえず、防空従事者を準軍属の範囲に加えて処遇するにとどめた次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。以上が御可決あらんことをお願い申し上げます。以上が御可決あらんことをお願い申し上げます。

（拍手）

以上でございます。（拍手）

○川野委員長 次に、山田耻目君外四十一名提出の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

限度として「を」を加え、「ことができる」を削る。第三章の二中第十四条の八の次に次の十四条を加える。

（援護手当）

第十四条の九 都道府県知事は、政令の定めるところにより、被爆者が第四条の規定による健康診断若しくは第七条第一項の規定による医療の給付を受け、又は特別被爆者が政令で定める疾病につき医療を受ける場合において、当該健康診断若しくは医療の給付又は当該医療を受けるため労働することができないことにより収入が減少したと認められるときは、その者に対し、援護手当を支給する。

（障害年金の支給）

第十四条の十 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかった被爆者が昭和四十三年四月一日（その日において当該負傷又は疾病がなかつた日）において当該負傷又は疾病により政令で定める程度の療疾の状態にある場合においては、その者に、その療疾の程度に応じ、年額十二万円をこえない範囲内において、政令の定めるところにより、障害年金を支給する。ただし、昭和四十三年四月一日（その日において当該負傷又は疾病がなかつた日）において当該負傷又は疾病がなかつた日）において日本の国籍を有しない者には、支給しない。

（障害年金を受ける権利の裁定）

第十四条の十一 障害年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（障害年金の額の改定）

第十四条の十二 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の療疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経て、その程度に応じ、当該障害年金の額を改定する。

2 療疾の程度が増進したことによる障害年金の

額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第十四条の十三 障害年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 日本の国籍を失つたとき。

三 厚生大臣によつて第十四条の十の政令で定める程度の痼疾の状態がなくなつたと認定されたとき。

2 厚生大臣は、前項第三号の認定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経なければならぬ。

(障害年金の支給停止)

第十四条の十 障害年金は、受給者が監獄、労働場、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁され、又は収容されているときは、当該拘禁され、又は収容されている期間、その支給を停止する。

(障害年金と増加恩給等との調整)

第十四条の十五 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の痼疾に関し、他の法令により増加恩給その他障害年金に相当する給付(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に規定する障害福祉年金を除く。)を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

(障害年金を受ける権利の受継)

第十四条の十六 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金でその者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡

前に障害年金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全部につきしたものとなし、その一人に対してした障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとなす。

(受給権の調査)

第十四条の十七 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、その痼疾の状態その他必要な事項に関し、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問をさせることができる。

2 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について痼疾の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異議申立期間)

第十四条の十八 障害年金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分を通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者援護審議会の意見の聴取)

第十四条の十九 厚生大臣は、前条第一項の異議申立てに対する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見をきかなければならない。

(時効の中断)

第十四条の二十 第十四条の十八第一項の異議申

立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第十四条の二十一 障害年金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(葬祭料)

第十四条の二十二 厚生大臣は、原子爆弾の被害作用に起因して負傷し、又は疾病にかつた被爆者が当該負傷又は疾病により死亡したときは、その死亡した者と生計を同じくしていた者で葬祭を行なうものに対し、葬祭料として三万円を支給する。

2 厚生大臣は、前項の規定により葬祭料の支給を受けるべき者がいない場合には、葬祭を行なつた者に対し、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所

第十五条の見出しを「(原子爆弾被爆者援護審議会)」に改め、同条中「医療等」を「援護」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十六条第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(原子爆弾被爆者相談所)

第十七条の二 都道府県は、被爆者の医療相談及び身上相談に応ずるため、原子爆弾被爆者相談所を設置することができる。

2 都道府県が原子爆弾被爆者相談所を設置した場合に、国は、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することができる。

第十九条の見出し中「差押」を「譲渡、担保又は差押え」に改め、同条中「権利は、」の下に「譲り渡し、担保に供し、又は」を加える。

第二十条中「及び医療手当」を「並びに医療手当及び援護手当」に改める。

第二十条の二「医療手当」の下に「若しくは援護手当」を加える。

第二十一条中「権限」の下に「(障害年金に関する処分をする権限を除く。)」を、「都道府県知事」の下に「その他政令で定める者」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行し、改正後の第十四条の二十二の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の二及び別表第四第一号(中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に「及び医療手当」を「医療手当及び援護手当」に改める。

(国有鉄道運賃法の一部改正)

3 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律百十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二「中」政令の定める身体障害者」を「身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者、同法第十四条の二第一項に規定する特別被爆者で政令で定めるもの及び政令で定めるその他の身体障害者をいう。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十一年法律第四十一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに障害年金を受ける権利を規定すること。

第九 第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二十九 第一項の表中「原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分」を「原子爆弾被爆者援護審議会(厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の援護に関する重要事項を調査審議することにより改める。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三 第三項第九号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十一年法律第四十一号)第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

第七十二 第二項の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第七十二 第二項の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「法律第七十三号」の下に「及

び原子爆弾被爆者援護法(昭和三十一年法律第四十一号)」を加える。

8 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六 第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

9 国民年金法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十一年法律第四十一号)に基づき障害年金

第七 第二項第四号中「支給事由とする給付」の下に「及び同条同項第七号に掲げる給付」を加える。

10 児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三 第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十一年法律第四十一号)に基づき障害年金

特別児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三 第二項第十五号の次に次の一号を加える。

理由

原子爆弾の被爆者の実情にかんがみ、医療手当の月額の限度を法定し、かつ、引き上げるとともに、新たに、健康診断、医療の給付等を受けるため労働することができないことにより収入が減少した場合に援護手当を、廃疾の状態にある場合に障害年金を、死亡した場合に葬祭料を支給することとし、また、原子爆弾被爆者援護審議会を設け、都道府県の設ける原子爆弾被爆者相談所に要する費用について国が補助することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約七十八億四千六百五十万円の見込みである。

○川野委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。山田議員。

○山田議員 たいだいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

昭和二十年八月六日午前八時十五分、人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして広島、長崎合わせて三十数万人の生命を奪い去り、そして両市を焦土と化したのであります。幸いにして一命を取りとめた人々も、四十一年三月三十一日現在の手帳交付者総数が二十八万一千五百九十五人の多きにのぼっております。昨年政府の御理解で、初めて実態調査を行ないまして、昨年二月に中間報告が出ました。この十月を目途に最終報告が出るようでございますが、推計されまます数字は、約一万三千五百人の手帳交付者総数がふえてまいりました。約二十九万六千人に推計されるに至りました。なおそのほかに、原爆被爆者ということをやうことによつて子供の結婚のことを考え、いろいろな事情で手帳の未交付者が約四万人と推計をされるに至りました。合わせますと約三

十三万六千人の多きにのぼるものと判断されます。

このようにして、この世のものとも思われない焦熱地獄を身をもって体験し、原爆の被爆という一生ぬぐい去ることのできない宿命を背負われ、あるいは原爆熱線による痛ましい傷痕のゆえに結婚もできずに悲歎にくれ、あるいは放射能の影響による造血機能障害、原爆後遺症に悩まされるなど、病苦、貧困、孤独の苦痛にあえぎながら、だれに訴えるすべもなく、ただ、黙つて歯を食いしばり今日まで生きてまいつたのであります。あれから二十一年、きのうは一人、きょうも一人とくしの歯のこぼれるように、生命の灯が吹き消されてゆく中で、白血球、貧血症等の発病の不安、生命の不安と焦燥におののきながらも働かなくては生きていけないという実態が原爆被爆者の今日の姿であるのであります。

この悲惨な現実をもたらしただけの原因が、原爆の被爆に基づくものであることにかんがみ、昭和三十一年、主として原爆症の医療について、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、その後、三十五年の一部改正以来、四回にわたる、対象範囲の拡大、医療手当の所得制限緩和と増額はもたらされてまいりました。しかしながら、今日なお、原爆を受けた被爆者の肉体的、精神的障害をぬぐい去ることができないばかりか、消費者物価の上昇のもとでその生活の苦しみを訴える声は、日ましに高まっております。被爆者の身、生活上の不安を除くために、被爆者に対する措置も、その健康面及び精神面の特殊な状態に適應させ、かつ生活援護をはかるべく、一その拡充がはかられるべきであると考えるのであります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、援護手当の支給であります。認定被爆者はもとより、特別被爆者のうちそれに近い、いわゆるボーダーライン層も含めて、これらの人々が

被爆によって生じた身体障害のために労働力働動日数が減退し、それにより収入が激減した場合、政令の定めるところによりまして最高月額五万円までの援護手当を支給することにしたのであります。概数で見ますと、今日厚生大臣認定の認定被爆者が四千二百二十人余りでございまして、それに加えまするに、冒頭申し上げました被爆者総数が三十三万六千人に及んでまいりました。大體、日本の国民全体のボーダーライン層、社会保険援護を受けているパーセントは約一八%程度でございまして、三十三万六千人の約二〇%程度をボーダーライン層と推計をいたしますならば、合計七万六千二百二十人あたりが、この援護手当の対象人員になるものと判断をされるわけでございまして、

第二は、障害年金の支給であります。被爆に基因した身体障害の被爆者に対し、それが外的、内的障害たるを問わず、年額十二万円を限度とする障害年金を支給することにいたしましたのであります。なおこの障害年金は、国民年金の無拠出年金を除き、他の増加恩給その他障害年金に相当する給付とは併給することができないものとしたのであります。この対象となるべき概数につきましては、いろいろと御意見もあるかと存じますけれども、今日、日本の総人口に対する障害者の比率を算出してまいりますと、障害年金を受けております国民は約三十八万八千人でございまして、そういったと、国民対比は〇・三%に相当いたします。被爆者が三十三万六千人でございまして、この対比率をそのままではめますと、低きに失するおそれがございますので、おおむね〇・五%程度に引き上げて障害年金を受ける対象者の概数計算をいたすことが正しいと判断いたしましたので、約千六百五十人程度が該当人員になるものと判断されるのであります。

第三は、医療手当の月額引き上げと所得制限の撤廃であります。医療手当は、昭和三十五年の改正によって新たに加えられたものでありまして、現在、認定被爆者が医療の給付を受けている期間中、毎月三千四百円を限度として支給することになっておりますが、この月額を、さきに申し上げました援護手当の額と勘案いたしまして七千円に引き上げるとともに、医療手当のかかる所得制限を撤廃することにより、これら被爆者が、安心して医療を受けることができることとしたのであります。

第四は、認定被爆者はもとより、それに近い特別被爆者が、日本国有鉄道の鉄道、自動車または連絡船に乗車または乗船する場合、政令により身体障害者福祉法に基づく運賃割引を行なうこととしたのであります。

第五は、被爆者が死亡した場合に、その葬祭を行なうものに対し、葬祭料として三万円を限度として支給することでありまして、なおこの葬祭料は、本法が施行された昭和三十三年四月までさかのぼって支給することとしたのであります。

第六は、以上のような措置を講ずることにより、いわゆる医療法から援護法へ移行するものとし、法律の題名を原子爆弾被爆者援護法に改めたのであります。

以上のほか、原子爆弾被爆者医療審議会の名称及び権限を改めるとともに、委員の数を十名増員して三十名といたしました。また都道府県が設置する原子爆弾被爆者相談所の費用の一部を国が補助するなど、被爆者の援護に関して必要な措置を講ずることとしたのであります。

また特に、沖縄に在住する約八十名の原爆被爆者が、今日まで専門医の診断を受ける機会も与えられず、何らの援護も受けていないまま放置されている現状にかんがみまして、政令により本法を適用することとしたのであります。

原爆の被爆という悲惨な災害をこうむった被爆者の苦境を救済することは、人道上也決して放置することのできない問題でございまして、被爆後二十一年を経過した今日、救済されるべき被爆者は、国による援護の手が差し伸べられないままに、あるいは死亡し、あるいは老齢化して、肉体的にも、精神的にも、はたまた物質的にも苦痛と困窮

の度を深めているのであります。いまにして救済しなければ、悔いを千歳に残し、政治はそのかなえの軽重を問われると申しても、決して過言ではありません。しかも、最近に至りまして、いわゆる戦争犠牲者に対する救済の措置は次々と講ぜられてまいっております。今国会においても恩給法の一部改正、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正、戦傷病者の父母に対する特別給付金支給法、あるいは引き揚げ者特別給付金支給法など、一段とその拡充がはかられているのであります。したがって、被爆者に対する右のような措置を講ずることは、むしろおそきに失したものであると確信をいたしております。

また、このように被爆者に対する援護を一そう拡充すべきであるという考えは、ひとり提案者のみならず、昭和三十八年十二月七日の東京地方裁判所の判決理由の中にも見ることができるのであります。同裁判所は「被爆者に対する救済策をとるべきことは多言を要せず、それは立法府である国会及び行政府である内閣の職責であり、終戦後二十年を経て、高度の経済成長を遂げたわが国において、国家財政上これが不可能であるとは、とうてい考えられない。われわれは本訴訟を見るにつけ、政治の貧困を嘆かずにはいられない」と判決をいたしております。また、このようにして国が責任を厳しく裁判では指摘をいたしておりますが、幸い、昭和三十三年四月には本院におきまして、三月には参議院におきまして、原爆被爆者援護強化に関する決議の可決をみております。また、本年二月には厚生省の原爆被爆者実態調査の報告も行なわれるやに聞き及んでおるのであります。報告も必ずや被爆者の援護をはかろうとするこの法律案の趣旨に御賛同いただけるものと確信いたしておる次第であります。なお、これに要する費用は、平年度約七十八億五千万円の見込みであります。

以上がこの法律案の提案の理由および内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決せられますように、心からお願ひ申し上げます。提案理由の説明を終わりたいと思ひます。(拍手)

○川野委員長 次は、内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 議題にされておる戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案並びに他の法案に關しましてお尋ねをします。

私、基本的な問題としてお尋ねをしてみたいのでございますが、公務によって死亡し、あるいは傷病の身となったという形の、この法律の対象にされておる方々、それは大東亜戦争あるいはそれ以前の支那事変、満州事変等の分ちなく、これが等しく恩典に浴せしめらるべきものであると思ふわけであります。この基本的な考え方に対する御答弁をまず願ひたい。

○実本政府委員 先生御承知のように、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましては、支那事変以降の戦争または事変について対象といたしております。それ以前の、たとえば満州事変といったようなものについては、原則として対象といたしておりません。ただし、恩給法に基づきます遺族扶助料、その他の傷病年金といったようなものにつきましては、それ以前にさかのぼるといふことを承知いたしております。

○受田委員 私がお尋ねしておることと違つた御答弁があつたわけなんです。私は、基本的な考え方としてのお尋ねをしておるわけなんです。公務基因による死亡もしくは傷病ということとは、別に大東亜戦争と限定するまでもなく、すべての戦闘を公務という関係で処理すべきものではないかと、基本的な考え方をお尋ねしておるわけなんです。

○実本政府委員 基本的な考え方といたしまして

は、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましては、主として大東亜戦争のあと始末というような意味がございいます。その大東亜戦争につながります直前の支那事変というものについては、その原則に取り入れて考えておる次第でございいます。

○受田委員 満州事変、支那事変、これはもう一貫して事実問題として大東亜戦争の前提の戦争です。それを大東亜戦争に局限をしないで、同じ系列の事変、戦争に因りて、公務性に基づく死亡もしくは傷病の身となった人を救うという原則を前提として考える時期が来てはいないか。坊厚生大臣の御答弁を願いたいと思ひます。

○坊国務大臣 満州事変、支那事変等の戦争に参加したということは、確かに公務で、公務でないということは私は言えないと思ひます。ただ、戦傷病者戦没者遺族等援護法というものは、その戦争に参加した方々の遺族等についての措置を國がやるということ、それに該当するかどうかということとでございしますが、公務だという事実には変わりないと思ひます。その公務と、あとの大東亜戦争に参加した公務、そこに若干の差異があるのではなからうか。そこで、いま局長が申しましたとおり、今度の法律は、大東亜戦争のあと始末ということできめられた法律でございまして、直ちにこれをその以前的事変等に適用するということにつきましては、これはその性質を根本的に検討してみなければならぬ、こういうふうに考えます。

○受田委員 私は、この戦傷病者戦没者遺族等援護法のすべての規定を支那事変もしくは上海事変、満州事変にさかのぼって律せよという考え方が基本的にはございすけれども、個々の問題で扱いがたいへん困難であるから、たとえば今度改正案として出されている戦没者の妻の給付金もしくは戦傷病者の妻の給付金、前に出されたものもあるし、そういう特別の措置をする問題は、これは満州事変まで、関連した一貫した事変、戦争でございすから、拡大をしていいんじゃないかという具体的な問題として提案をさせてもらいたい

のです。

○実本政府委員 仰せのように、援護法に並行して、いろいろ遺族援護の一環として考えられております戦没者の妻に對します特別給付金とか、あるいは戦傷病者の妻に對する給付金、さらには今回お願い申し上げております戦没者の父母等に對します特別給付金につきましては、支那事変以前のケースも考えてはどうかという話だと思ひますが、いま申し上げた、従来特別法を設けて給付いたしております給付金は、いずれも大東亜戦争という負けいくさ、あるいはその直前につながっております支那事変という戦争による、あるいは事変による犠牲者というものを取り巻きます社会環境、特に終戦直後のそういう人たちに對する社会環境、そういうものを考えます場合に、やはり満州事変等の犠牲になられた方々を取り巻く當時の環境、全体の雰囲気と比べますと、そこにはやはり相当な差がある。そういう差に着目いたしまして、負けいくさである大東亜戦争とそれ以前というものに限った次第でございまして、今回の戦没者の父母等に對します特別給付金も、そういう従来の特別給付金に對します根本的な態度で、そういう区切りをつけて提案をいたしておる次第でございす。

○受田委員 区切りをつけて提案しておられるということですが、私は、すでに満州事変当時からの、國家に捧げたという生命、身体の障害に對して、何らかの措置をする時期に來ていると思ひます。それらのまだ現に生存しておられる人たちは、いずれも相當の老齡に達しておりまして、大東亜戦争と同じような立場で、満州事変などで國家の戦關公務に参加して犠牲を払った方々である。それらも一連の問題として、いまのような特別措置についてはひとつ前進して考える時期に來ているのではないかと。大臣、援護法にも、大東亜戦争に限定しておつたのが、今度日支事変につながつてきて、範圍を満州事変まで拡大した措置が出ていますし、この特別措置法にも出ています。満州事変というのは、大東亜戦争を引き起こすまで

の一つの前提の戦争であつたわけですから。満州事変から支那事変まで、それは一貫した戦争体系と

言つていい。失礼ですが、その戦争の一つのひもの中に入るといふ犠牲者です。そこで特別措置については考慮する時期に來ているのではないかと。該當者の數も膨大なものではありせん。生存者も、現時点において考へるとき、少數です。御考慮いただく時期が來ていると思ひます。英断をふるわれて——國民は決しておこりません。歡迎してくれま。予算措置はわずかで済みます。

○坊国務大臣 一連の事変なり戦争というものを歴史的に考へてみますと、何も大東亜戦争は大東亜戦争として突如として起こつたものではない。その前に支那事変といつたものがあり、支那事変の前には満州事変あるいは北支事変、上海事変といつたようなものがありまして、そういう過程をたどつて大東亜戦争というものが最後に起こつて、負けいくさになつた。これはおっしゃるとおりでございす。

そこで、戦傷病者戦没者遺族等援護法というものを今日つくつておられますのは、國家補償的なものでございすけれども、大東亜戦争ということをつくつた。ところが、それにきわめて近接いたしておられます支那事変まで及んでいつてゐるわけ

でございす。それが、それならば、もつとさかのぼつていつて、満州事変あるいは北支事変といつたようなところまで当然いくべきだといふ議論は——私は、それだからさつと初めまでさかのぼつていくべきだといふことは、それはそういう議論もありにならうと思ひます。歴史的に見て一連のものでありますから。しかし、これに對して援護の措置を講ずるといふ立場から考へてみますと、先ほど局長が申し上げましたとおり、個々の戦争の性質、事變の性質、その當時における國の環境と申しますか、そういうことともいふところいろいろ勘案してみなければならぬ問題であるといふところから、直ちにそこまでお説のごとくさかのぼるべきだといふことにつきましては、私は相當の検討を要する問題ではないかと思つておりま

す。

○受田委員 現に戦傷病者のこの援護法においても、支那事変にさかのぼつて措置をされる部分が入つてきておる。それから特別給付金支給法の関係の中にも、これは現実に入つておるのです。そうすると、日支事変を加えた措置をとつてゐる以上は、満州事変と日支事變の相違をどこへ持つてくるかというところ、それ以前の事變、戦争はちよつと形態が違つてゐる、満州事變までは、これは一連の事變、戦争です。支那事變を加えてゐる以上は、満州事變をはずしてゐる理屈が成り立たぬと私は思ふのですが、いかがでしょうか。

○坊国務大臣 要するに、この援護法は大東亜戦争のあと始末だ、こういうことで立法せられた法律だと私は思ひますが、それなら、その大東亜戦争にきわめて近接しておるというところで打ち切ること、一つ、一つの措置の行き方であらうと私は思ひます。それだからといつて、その前その前へとさかのぼつていく、こういうことも、それは考へ方によりましては、私はそれは全然否定されるべき問題ではないと思ひますけれども、要するに、法律のできました経過は、大東亜戦争のあと始末だ、こういうことでできた法律だと理解しておるものでございす。

○実本政府委員 大臣の御説明に補足して御説明申し上げますと、大臣の申されておること、これを裏から申し上げますと、何と申しまして、この大東亜戦争、支那事變といふものによりまして戦争犠牲者になられた軍人軍属の遺族といふものを取り巻きます當時の社会環境といふものは、満州事變によりまして犠牲者の方々の御遺族を取り巻く社会環境なり社会的処遇といふものは相當差があつた。やはり日支事變、大東亜戦争と続きまして敗戦につながる國內の大混乱、特に戦争犠牲者に對します社会的な処遇といふものは非常にひどくて、たとえば軍人恩給などというものはストップされた、こういったような遺族が社会的環境から受けられた処遇を比較してみますと、前者と後者との間には相當な差がある

のではない。そういう意味で、あの方々が受けられ、また精神的痛苦に耐え、いろいろな措置というものは、満州事変のときに比べますと、何かやはり国家として特別な処遇をするに値するものではないかというふうなことがあるものでございませうから、そこに差をつけた、こういうことでございませう。

○受田委員 その問題はちょっと感覚のズレがあります。日支事変の前の上海事変というのがある。上海事変と日支事変と全く連絡しておる。日支事変、上海事変、満州事変、これは相当の感覚の差があるとおっしゃるけれども、これはもう一連のものなんですよ。それはそういうお考えでいまして、おられることでございませうが、私が指摘した問題は、差はない、これはもう一連の事変、戦争である、こういう感覚で御処理を願うべきものであるということをお願いしておきます。

同時に、改正案の個々の問題に触れますが、一つ一つすかすかと尋ねし、すかすかと答えを願うようにお願いしておきます。

今後の改正措置で、私がしばしば指摘している恩給法との関係、三段階に分けられた遺族年金の扱い方、これは恩給法でも暫定措置として恩給審議会の中間答申に基づいてこういう措置がされ、それに基づいてこの援護法の改正措置がされておりますが、現時点における暫定措置による三段階の扱い方で、公務扶助料と遺族年金の差が依然としてできておる。昭和三十三年の改正のときには、公務扶助料の最下位と遺族年金とは同額であったものが、その後この差をつけられて、今日依然としてその差を残された改正案が出されておるのです。これは公務に基因して死亡したものは、傷病の身となられた方々に対する遺族年金、障害年金の支給というものは、恩給法の公務扶助料及び傷病増加恩給、傷病年金というものと差をつけなければならぬ。最下位の基準には、せめて援護法の遺族年金と障害年金をひとつとつけていくべきである。他の文官との関係があるという理屈は、戦傷病者であつて文官じゃないの

ですから成り立たぬと思いますが、いかがでしよう。

○坊間務大臣 改正案によると、遺族年金は、これはもう御存じのとおりでございませうが、現行法による遺族年金額に恩給並みのベースアップ率を乗じて得た金額、それについて千円未満の端数は切り上げて千円にする、こういうふうなことにいたしましたのでございまして、そこで、現行法におきましては、そのベースになった遺族年金の額と公務扶助料の額とは差異がある、それがやはり結果において作用いたしました。恩給のベースアップのその率を用いたために、若干の差異が出てきたということでございます。

○受田委員 この三段階で千二百円ないし八百円の差ができておる。この差ができておることは厳然たる事実です。今度の改正案に三段階の差異がついておる。ところが、大臣、昭和三十三年に厚生省が出された案には、公務扶助料の最下位と遺族年金とは、三万五千円で同額だったんです。そのときは厚生省がすかすかとしたものを出しておられたのを、いままじこういうものを差をつけてお出しになるか。厚生省の方針がぐらぐらぐら変わつておる、それがおかしいですね。九年前には同じ額で出しておる。公務扶助料の最下位と遺族年金とは同額であったのです。大臣、これはどうですか。九年の歴史にこういう変遷があつたということは、遺族の立場から考えてみても、同じ戦闘に参加して、恩給法の適用を受ける者と恩給法の適用を受けることのできない者との事情の違いは、つまり法律的ないろいろな要件の点の違いであつて、実質的には同じものが差をつけられておるのであつて、このことは、遺族の場合から見ても、戦傷病者の場合から見ても、耐え得ないものがあると思ふのです。

○実本政府委員 その問題につきましては、法律改正がありまされたことに、特にベースアップがありまされたことに、いろいろな先生方からも御意見をいただいております。特に受田先生から、そのお話はもう歴代の局長がずっと聞いてまいつ

ておるわけでございます。御指摘のように、昭和三十三年のベースアップのときに、公務扶助料と遺族年金との差ができてしまひまして、公務扶助料の兵が五万三千二百円、それから遺族年金が五万一千円ということ、それまでは差がないでございまして、昭和三十三年のベースアップ以降、二万二千二百円の差ができてしまつた。このときの差のつきました理由は、やはり恩給法の場合には、主として軍人というものが対象であり、援護法の場合には、最初軍人軍属と一緒に発足した二十八年以降、恩給法の復活に伴ひまして軍人が全部抜けていったあと、軍属、それからあとからつけ加わりました軍属、それからまた軍人たちが主たる対象になりました関係上、軍人と、それから軍属、準軍属、特に動員学徒とか徴用工とかいったような方々の準軍属がつけ加わりました現在におきまして、その身分からくる差額というものがこの三十三年にあらわれてきた。そのあと、そういう根本的な身分差に基づきます差を、援護法の立て方としてどう切りくずしていくかということ、いろいろ努力してまいつたわけでございますが、残念ながら、この十年間、三十三年から四十二年に至ります間に、そういう根本的な態度をはっきり打ち出すことができずに、ベースアップがある場合には、恩給法のベースアップの率に従つて上げてきた。こういうことで、ただその際、御意見に沿ひ得ますかどうか、なるべくその実際上の差額の縮小ということをはかつてまいつたわけでございます。今度の法律改正におきましては、六十五歳未満の者に対します例をとつてみますと、公務扶助料十万二千八百六十六円、遺族年金のほうは十万二千円というふうな八百六十六円の差に縮まつてまいつた。そういう努力をいたしております。ただ、われわれ援護法の側におきましても、別にこの差自身を将来も続けていくこと、ことではございませんで、援護法といたしまして独自の年金額というもののきめ方をしていく時期にきていふことは言えるわけでございます。

○受田委員 八百円に差が縮まつておるといふけれども、高いほうは千二百円違つておる。あなたに少ないほうだけを指摘されたが、やはり千円をこえていふのがあるのです。そういうことで、なぜこのわずかな差をつけなければならぬのか、私は理由が聞きたかつたのですが、その理由がどうもはつきりしません。このあたりで、今度の改正には直してくださるだろうと私大いに期待しておつたのですが、依然としてこれを残しておる。困つたもので、これは、これは大臣、あなたが大臣になられた機会にぜひやつていただくように、私は個人的にも注意したかつたのだが、やはりこれを残しておられる。次回の改正のときにはこれを完全に解消して、三十三年当時に、厚生省のものとの姿に戻つてもらいたい、要望しておきます。

次に、具体的な問題で、時間の関係で一言ずつ答えていただきます。

この援護法で当然改正しなければならぬ問題で援護法へはね返る問題は、たとえば高順位者に対する遺族年金の支給などは、恩給法を直さなければ、皆さんのほうは直されぬという理屈があるから私は質問しません。援護法だけで改正できる問題がある。たとえば婚姻によつて氏を改めた父母、これなどは当然救つていかなければならぬ問題である。いかがでしよう。

○実本政府委員 氏を改めた婚姻につきましても、種々問題があるわけでございますが、現在の他の年金制度にも、そういう婚姻解消というものはすべて失権事由の対象になっておりまして、いろいろ考へて検討してみてもありますが、やはり援護法のたてまえもこういう年金の一種である場合、婚姻というものをすつかり失権事由から除いてしまふということについては、いろいろな他のケースとのバランス上、できかねておる次第でございます。

○受田委員 一括してあとからまとめた御所見を聞いてもいいわけですが、勤務関連でなくなつた軍属、準軍属とかいふものに対する措置は、今後

○実本政府委員　お説のような処遇のしかたが、軍人軍属と準軍属との処遇としては筋の通ったやり方であろうと考えられます。ただ、先ほども、ベースアップの場合とか、いろいろ申し上げておりますように、軍人軍属というものは国との身分関係においてはつきりしている。ところが、勤労学徒、徴用工という準軍属の場合には、国家との身分関係がないものでございますから、そこで根本的にいろいろの取り扱いの分かれが出てま

ますが、それ以前の人たちにつきましては、参戦以後のように、軍と表裏一体になって活動したという事実と比べますと、そこに一線を画すべきものがある事情にかんがみまして、参戦以降を処遇した、こういうことになっておるわけでございます。

○受田委員 それに対して、参戦以前の分の扱いを考えることにしておるのかどうか、それをひとつお答え願いたい。理屈は成り立たぬです。

すまなさ、感謝という気持ちにあふれたりつばな夫婦愛を構成しているのを、私は幾つも事例を知っている。その御主人に対する国家の処遇が欠けているのではないか。いかがでしょうか。男性は実力があるからというわけにはいかない。その国家のためにからだをささげた奥さまに奉仕する御主人に、国家の名において特別給付金を支給する。配偶者という名においてこれを救われると思うのですが、御答弁を願いたい。大臣からもあ

に對して処遇をやつたわけであります。同様なことで、動員等で戦傷を受けた婦人を妻に持つておる場合、夫が妻の仕事の分までやることによって非常に苦勞をしておる、そういう場合には、その夫に對して——戦傷病者の妻にやつたのだから、そこでその場合の夫に對して何か処遇をしないか、こういう御意見でございますが、今日の日本の家庭生活、社会生活というような観点に立ちますと、一家の中で、もちろん男女平等でございます

すけれども、いろいろな社会生活、家庭生活の支柱になつてゐるものがやはり夫である。その夫が戦傷病でからだの自由がきかないとか、非常に勤労能力が足りないとか、そういう場合と、いまの社会から見ますと、少し私は趣が違ふかのように思いますけれども、御指摘の点は非常に大事なことで私は思いますので、検討したいと思ひます。

○川野委員長 大橋敏雄君。

○大橋敏委員 たいへん時間がないようでございますので、ごく要点を申し上げますから、答弁のほうも要点をつかんで、明快にいただきたいと思ひます。

ただいまお話になつておりましたが、満州開拓青年義勇隊の問題に關連をいたします。この法律の条文を見ますと、この開拓義勇隊の隊員は準軍属として援護法の恩典に浴してありますが、私が聞きたい点は、義勇隊から開拓団に自動的に移動していきませんが、その開拓団になった者はなぜこの恩典に浴さないのかというのが一つであります。

それからもう一つは、第二条第三項の四の中の「昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満州開拓民に關する根本方策に關する件に基いて組織された満州開拓青年義勇隊の隊員」これは準軍属であるということになっておりますが、聞きたいところは、「根本方策に關する件に基いて」というのは、国策に沿つてということだと思ひますが、この点について二つお尋ねします。

○実本政府委員 最初の御質問の満州開拓民については、青年義勇隊員が処遇されておるのにどうして処遇してないのかという御質問だと思ひますが、満州開拓民であつても、日ソ開戦に伴ひまして、戦闘参加の要請があつてそれに参加した、あるいはまた終戦後ソ連等に抑留された者につきましては、特別未帰還者としてそれぞれ援護法上の準軍属の扱いをやつておりますが、そういったものに該当しない一般の満州開拓民につきまして、これを処遇しておりません理由は、こういった

満州開拓民と同じように外地にあつた他の一般邦人との均衡もありまして、処遇をしていません。青年義勇隊のほうは、先生先ほど御指摘の二条三項四号に規定されたような方策に基づいて義勇隊員として満州におもむいていったところが、開拓民のほうは、これは全く一本立ちになりまして、自作農とかつて、普通の農民としての身分であるということでございますので、そこが処遇する者とならないとの差でございます。

それから、あとの問題でございますが、お話しのように、二条三項四号の「満州開拓民に關する根本方策に關する件に基いて」という意味は、そういう閣議決定に基づきます国策、こういうことでございます。

○大橋敏委員 ですから、開拓団も国策に基づいて組織されたものと考えたいのですがね。

○実本政府委員 ここに書いてございます文言の中に、「閣議決定満州開拓民に關する」云々と書いてございまして、この満州開拓民に關する根本方策の中に二つのカテゴリーがございまして、そして普通の満州開拓民というものと満州開拓青年義勇隊の二つが書いてございまして、そのうち満州開拓青年義勇隊だけをとりとるのは、先ほど私が申し上げましたように、片つ方は全くの自作農で、何と申しますか、企業主と申しますか、事業主と申しますか、そういうかっこうでおられたということでございますので、そこに差ができたということでございます。

○大橋敏委員 私が聞いておるところは、もっと奥のほうの問題なんです。当時の状況を調査したわけですが、義勇隊の募集目標は、大体二百万人としたそうでありましても、実際に組織されたのは約三十万人だ。それからこの三十万人のうちの約八万人が、昭和二十年八月の日ソ交戦の際に、軍隊のほうから動員されて、戦後において戦傷死したということでございます。ここに問題点と思われるのは、その戦死者のうち、義勇隊に所屬していた者の遺家族に対しては援護法の恩典がある。ところが開拓団に所屬して

いた者には、その一部を除いて放任状態である。この一部というのは、特別未帰還者扱いと、それから死亡公務性ありとした戦闘参加者というこのようでございますけれども、問題点は、この開拓者の中の一部分のみが救われて、他のほとんどの者が放置されておる、この点であります。この不合理性を見のがすことはできないと思ひますが、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○実本政府委員 満州開拓民一般につきましては、先ほど申し上げましたように、全く自作農民として活動しておられた。これは、こういった種類の方々といつたしましては、他に南方進出企業の従業員とか、その他いろいろの企業あるいは国策に準じた当時の政府の施策に基づいた企業の従業員といったようなものが、やはり南方その他の諸地域で満州開拓民と同じような状態で犠牲になられたという人もたくさんあるわけでございます。ですから、そういう人たちのうちで、先生御指摘のように軍からの戦闘参加要請というものがあつたもの、あるいは終戦後ソ連等の地域において特別に抑留されておりました方々といったものだけは、これは特別未帰還者なり準軍属として処遇いたします。しかし、それ以外の方々につきましては、これはさつき申し上げましたような人たちの均衡もございまして、そういう意味で処遇をしてないというのが現状でございます。

○大橋敏委員 これはもう時間がないので次に移りますけれども、義勇隊は昭和十三年から第一次から第六次まで編成されたといつております。ところが第一次から第四次までは、すでに卒業して開拓団に移行していった。残つておる第五次と第六次の者は訓練所にいたわけですが、そういうことから考えましても、もう三分の二はこの援護法の適用を受けない立場に置かれておるわけですが、その点が政府の冷い施策ではないか、こう指摘したいのであります。つまり開拓団員といつても、当時の関東軍の補助要員として働いていたわけでしょう。いわゆる屯田兵で、昼間は農作業

をしながら、いざというときのことを考えて、背中には銃を背負つておつた。そういう立場から考えていきますと、もう開拓団の人たちはりっぱな準軍属だ、このように見なければならぬと思ひますけれどもこの点どうでしょうか。

○実本政府委員 この二条三項四号に基づいては、形式的に準軍属の定義が書いてございまして、具体的に公務によつて死亡し、また傷病を受けたということがもう一つの要件でございまして、満州開拓青年義勇隊員だからといって、あるいはその他の準軍属だということでは定義が書かれておつても、それは、公務によつて死亡し、また傷病をこうむつたという条件に該当しない場合は、これは準軍属として処遇することができないわけでございますが、ただ、開拓民につきましては、先ほどから申し上げておりますように、あくまで形が自作農ということでございますので、そこは青年開拓義勇隊との差がございまして、処遇を別にいたしてあります。

○大橋敏委員 実は、義勇隊のほうは、もう当然援護の恩典を受けておるわけですが、私がいま言いたところは、国策遂行上という、その観点から見た場合は、むしろ義勇隊員としての訓練生よりも、そこを卒業して開拓団に移行した人のほうが実質的に国策の上に立つて働いてゐるんじゃないか、だから私はそちらのほうを重きを置くべきじゃないかと、こう言つてゐるわけですが。

○実本政府委員 それは、一つの身分關係に強制がないということでございます。開拓民は、これは自作農でございまして、形の上ではやはり自由になつて農業を営んでおられるという形になつておりました。それ以外の処遇をされてゐる者は、みな総動員法に基づく徴用令がかつたということ、その戦場に落ちつくのに国家の強制命令がかつておる、そういう者との差があるわけでございます。

○大橋敏委員 もう時間がないようでございますので、結論を言ひますが、義勇隊から開拓団に移

行したあとで戦死した遺家族の人たちに対して、義勇隊の遺族と同等の援護措置をとる考えはあるかどうか、その辺をお願いします。

○大橋(敏)委員 満州開拓青年義勇隊と同じような状況にあるものにつきましては、今後検討に値するかと考えております。

○大橋(敏)委員 では、次の問題に移ります。これは恩給に関係いたしますが、この義勇隊の募集にあたっては、まず水戸の内原で二ヵ月間内地訓練をして、それから満州に渡って、大訓練所、小訓練所と、一年、二年の訓練経過を過ぎて卒業していった。ところがそのときに、内地から学校の先生もその国策に沿って相当数転進していった。私がここで問題にしたいことは、その小訓練所の中に甲種と乙種とあるわけですね。その甲種のは問題は外として、特に乙種のはうでございませうけれども、訓練生と一緒に先生も現地へ行つたということで恩給の通算の対象にならない、こういうところに問題があるのですよ。この点はどうでしょうか。

○大屋敷説明員 お答えしますが、訓練機関等の特殊機関は、恩給法では甲乙の区別なく見ております。

○大橋(敏)委員 訓練機関はわかつているのです。いまいう乙種のはうは、その訓練生とともに移動するわけですよ。いわゆる訓練生の訓練と一緒に終わるわけですから、一般の開拓民になるわけです。そういうことで不合理があるんじゃないか、こう聞いておるわけです。

○大屋敷説明員 ただいまの先生の御質問では、乙種訓練所における期間は認めないのじゃないか、こういうお話でございましたので、訓練機関におる者は特殊機関と認める、こうお答えしたわけでございますが、先生の御質問は、そこらからいわれる開拓団に出まして、その開拓団員、いわゆる隊員にくっついていったという方は認めておらない、こういうことでございませう。現行法ではそのとおりでございます。これらの認めておらない趣旨と申しますのは、恩給は御承知のように公務員を

主体として考えておるわけです。しかしながら、戦後、公務員が、いわゆる外国政府とかあるいは特殊法人、訓練機関の場合は特殊機関と称しておりますが、こういうものの在職期間も全面的あるいは制限的に認めておるという場合がございします。この認めております趣旨は、やはり公務員と同じような状態で勤務しておるのだということがあるわけで、恩給法では主眼になるわけでございます。したがって、いま御指摘ございました開拓団と申しますのは、いわば一般の開拓農民について指導される、こういう意味で公務員の職務とは若干違ふのではないかと、こういう点で現在認めておりません。

○大橋(敏)委員 それはよくわかります。わかりますが、満州のその当時の実情に即して、やむなくそういう立場になつて行つた先生なんですから、その点は生きた政策で救つてあげられないか、こういうふうに言つておるわけです。何とかこれも考えてもらいたいと思うのですが……

○大屋敷説明員 実情はよくわかります。ですが、やはり恩給制度と申しますと、制度の趣旨というのがあるわけでございます。先ほども申し上げましたように、純粹の公務員以外にも通算関係の認められておりますが、やはりその限度が恩給制度の上からも問題になるわけでございます。そのほかに満州にございましていろいろな公社とか、そういう機関がございましていろいろな公社とか、そういうものとのからみ合わせで総合的に検討しなければならぬ、かように考えております。

○大橋(敏)委員 これはちよつと立場が変わりますけれども、昭和四十年の九月に、満蒙関係恩給法改正期成同盟という会の会長さんから、当時の鈴木厚生大臣に陳情された中に、おそらく御承知と思ひますけれども、満州国等官吏の方々に對する恩恵を与えないか。はつきり言いますと、「国内事情も安定し、恩給法、共済三法、援護法等次に亘つて改正せられ近くは満鉄職員等九特殊法人職員も軍属として処遇されるに至つたにも拘わらず、独り満州国等官吏の殉職者の遺族のみが國

家的保護救済の域外に放置されていることは道義上黙視するに忍びないところであります。これを何とかひとつ頼むという陳情があつたと思ひますけれども、その後の状況はどうなつていゝるでしょうか。

○大屋敷説明員 先ほども申し上げましたように、恩給制度で受け入れる面といひますのは、やはりその趣旨から制限があるわけでございます。また、外国政府職員等の在職年を認めます場合には、必ず前かあとに日本の公務員をやつた、こういうような要件が現在必要とされておるわけでございます。それで、お話をしたのは、満州国の政府職員のみ在職年でその間に殉職されたといううな方の処遇であるというぐあいには理解しておりますが、この点につきましては、恩給制度の趣旨そのものからやはり検討しなければならぬと考えております。

○大橋(敏)委員 では、最後に恩給室長にお願いいたします。

恩給事務の簡素化についてであります。現在のところ、恩給の申請の基礎資料というものは厚生省の援護局だと聞いております。その裁決は総理府の恩給局、また証書の発行は大蔵省、こういうふうになつていゝると思ひますが、特に申請から裁決に至るまで半年から一年の日数がかかつておる。こういう現状について、これはどうしても改善されなければならぬ。申請の手続もきわめて複雑化しておりますし、関係者の悩みはこの一点にあるわけでありまして、したがって、恩給事務はすべて総理府の恩給局で取り扱うように改善する意思はあるかといふことです。

○大屋敷説明員 ただいまの先生のお話の中で若干誤解の点がございまして、申し上げますが、現在の恩給の事務の現状を申し上げますと、最近の公務員は、これは恩給制度ではございせんので、共済組合制度というものに移管しておりますので、恩給につきましても……

○大橋(敏)委員 恩給の全般的なことを言つていゝるのですよ。

○大屋敷説明員 先ほど恩給証書は大蔵省というお話がございましたが、恩給そのものにつきましても、証書の発行は恩給局でやっております。

○大橋(敏)委員 いずれにしても、事務の簡素化のために総理府恩給局一本にやるように進んでください、進むべきである、こう言つておるわけですか。

それじゃ時間がないようでございますので、これで終わります。

○川野委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○川野委員長 次に、両案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川野委員長 この際、蔵内修治君、河野正君、田畑金光君及び大橋敏雄君より戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について附帯決議を付すべしという動機が提出されております。

その趣旨説明を求めます。河野正君。

○河野(正)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

案に対し、附帯決議を付するの動議について御説明申し上げます。
その附帯決議の案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき速やかに実現するよう検討、努力すること。

一 わが国経済成長の実情にかんがみ、援護の最低基準を大巾に引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。

二 満洲開拓青年義勇隊員の募集の実情及び課せられた任務等の実態にかんがみ、昭和二十年八月八日以前の死没者の遺族の援護は勿論、その他の場合においても必要な援護措置を講ずること。

三 わが国が世界唯一の原爆被爆国である事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法等による国家要請により、防空等の業務に従事中死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十三年度を目途として援護措置を講ずること。

なお、被爆地以外の地域についても必要な措置につき検討すること。

以上であります。

○川野委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立総員。よって、本案については、蔵内修治君外三名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、坊厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。坊厚生大臣。

○坊国務大臣 ただいまの決議につきましては、政府といたしまして、その御趣旨を十分尊重し、できるだけ努力したい所存でございます。

○川野委員長 ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川野委員長 次会は、来たる十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会